

けんぽ委員だより

2024.

9

令和6年12月2日以降の医療機関受診方法について

令和6年12月2日以降、医療機関の受診方法はマイナ保険証による受診を基本とした仕組みに変わります。

【受診方法】	現在	R6.12.2	R7.12.1
① マイナ保険証			
② 資格情報のお知らせ+マイナ保険証			R6.12.2以降使用可
③ マイナポータル(スマホ)+マイナ保険証			R6.12.2以降使用可
④ 健康保険証			R7.12.1まで使用可
⑤ 資格確認書			R6.12.2以降使用可

① マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、患者本人の健康・医療データに基づいたより適切な医療が受けられます。

◎マイナ保険証の利用方法について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)⇒⇒⇒



カードリーダーがない医療機関や故障中等でカードリーダーが使えない医療機関の受診方法(上図②または③)

- ② マイナ保険証で本人確認したうえで、「資格情報のお知らせ(※)」を提示または
 - ③ マイナ保険証で本人確認したうえで、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)を提示
- (※)「資格情報のお知らせ」は、令和6年9月に全加入者に対し、原則、事業所様を経由して送付します。
なお、令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に送付する予定です。

④ 健康保険証

現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失とならない限り令和7年12月1日まで使用できます。

⑤ 資格確認書

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ利用登録をしていないなど、マイナ保険証を利用できない方は、協会けんぽが発行する資格確認書(黄色のプラスチック製カード)で受診できます。

- ・既存加入者への資格確認書の発行について
令和7年9月～令和7年11月(予定)にかけて順次発行(申請不要)し、令和7年12月1日までにお届けします。
- ・令和6年12月2日以降の新規加入者への資格確認書の発行について
令和6年12月2日以降に新規加入される方は、日本年金機構への資格取得届等の提出時に資格確認書の交付申請を行ってください。
(交付申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書は発行されますが、発行までに相当な期間を要することから、できる限り資格取得届等の提出時に交付申請をお願いします。)

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」へお願いします⇒電話番号:0570-015-369(平日8:30～17:15)

令和6年度 健康保険委員オンライン研修会を開催します

今年度も大分支部では、健康保険委員の皆さまを対象としたオンライン研修会を開催します(「Zoom」アプリを使用して開催)。10月中旬に開催案内及び参加申込書をお送りする予定ですので、ぜひご参加をお願いします!

開催概要(予定)

- 開催時期:11月下旬
- 研修内容:マイナ保険証について、メンタルヘルス対策について等



